

富山県建設国民健康保険組合 新型コロナウイルスに係る傷病手当の支給規程

(目的)

第1条 国より、国内の感染拡大防止の観点から、保険者に対して新たに「傷病手当」を支給するよう要請を受けたことから、国の補助要件に準ずる内容での規程を設けるもの。

(対象者)

第2条 当国保組合に加入する組合員のうち被用者（給与の支払を受けている者に限る）となっている者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった者とする。

(支給要件)

第3条 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間とする。

ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は支給しない。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規程により算定される傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給する。

(支給額)

第4条 直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 $\times \frac{2}{3}$ \times 日数とする。

(適用期間)

第5条 令和2年1月1日～令和3年12月31日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）とする。

(その他)

第6条 申請には、被保険者用の申請書、事業主及び受診した医療機関等が証明する申請書が必要。

附 則

1. この規程は、組合同約第61条に基づき、令和2年5月19日より施行する。